

《斜里町老人福祉センター・健康増進センター利用の心得》

斜里町老人福祉センター及び健康増進センターは、高齢者の健康の増進と教養の向上及びレクリエーションのための施設であると共に、センター隣接自治会、障害者(児)、福祉団体等が交流、会合をすることを目的とした施設です。

1. 条例等に違反すると利用承認の条件変更、利用停止、利用取り消しをすることがあります。

- (1) 公の秩序または善良な風俗に反しないこと。
- (2) センター及びその備付物件を損傷しないこと。損傷した場合は、原状復帰の費用を求める場合があります。
- (3) 物品販売(※1)、布教(※2)、募金(※3)、及び選挙運動(※4)をしないこと。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織とその構成員の直接的又は間接的にも関係しないこと。
- (5) 利用目的を変更し又は使用の権利を譲渡転貸しないこと。
- (6) 指定管理者の許可を受けないで設備を取り付けたり、印刷物の掲示などの変更を加えないこと。また、団体の使用備品は、持ち帰りを基本とする。
- (7) 付された許可条件を守ること。

※1：商品展示販売（公益目的は除く。）・会費月謝を伴う教授を含む。 ※2：宗教儀式を含む。

※3：公益目的は除く。 ※4：公選法制限行為

2. ご注意いただきたいこと

- (1) 利用時間は、貸出しから片付けまでとし、平日9時から16時（但し、金曜日の夜間は19時から21時まで利用可能）、土・日曜日9時から15時となります。
- (2) 休館日は、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）、その他、指定管理者が必要と認め、町長の承認を得た時が休館になります。
- (3) 町・社会福祉協議会等の行事がある場合を優先することとなりますことをご了解ください。
- (4) 施設利用申し込みの日時等については、指定管理者と打合せお願い致します。
- (5) 使用前は、指定管理者へ利用日誌を取りに来てください。
- (6) 使用後は、指定管理者へ利用日誌を返却してください。
- (7) 指定管理者の許可なく設備を操作したり、備品などを移動しないでください。
- (8) 使用時には、次の事を点検・確認してください。
・備品などの場所 ・窓の施錠 ・ストーブ電源、使用状況 ・水道の水落とし（冬期間）
- (9) 使用について打合せたことは厳守してください。なお、利用内容を変更する場合は、事前に指定管理者と協議してください。